

## 第2回さいたま市地域自立支援協議会議事録

日時：平成25年10月15日（火）10：00～

会場：さいたま市保健所2階 第1研修室A

### 次第

- 開 会
- 議 題
  1. 第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）の承認
  2. 本市の計画相談支援体制について
  3. 地域生活支援部会からの報告
  4. 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
- そ の 他
- 閉 会

### 配布資料

- ① 第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第及び座席表
- ② 第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）
- ③ 資料1 計画相談支援体制について（案）
- ④ 資料2 障害者生活支援センターへのヒアリング結果について
- ⑤ 資料3 計画相談支援に係るコーディネーター連絡会議からの提言
- ⑥ 資料4 地域生活支援部会からの報告
- ⑦ 資料5 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査資料

### 出席者

委 員・・・宗澤会長、大須田委員、岡崎委員、小津委員、金子委員、腰越委員、  
杉山委員、永島委員、長岡委員、服部委員、三石委員

事務局・・・村田次長、西淵係長、高橋主任、小久保主事、滝沢主事、  
山田係長、田中主査、阿部主事

## 1 開会

(宗澤会長)

それでは定刻となりましたので「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を開催させていただきます。

まず、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきますが、出席委員11名、欠席委員1名で過半数の方がご出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第25条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、会議の公開に関してですが、本協議会は「さいたま市情報公開条例第23条」によりまして原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日1名の方が傍聴を希望されておりますので、本日の傍聴人を1名と定め、この方につきまして、傍聴を許可したいと存じます。

ここで審議に入ります前に、事務局より説明事項があるということですので、事務局に説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

ノーマライゼーション推進係長の西淵でございます。本日は福祉部次長村田以下出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。

本日お配りした資料といたしましては、

- ① 第2回さいたま市地域自立支援協議会 次第及び座席表
- ② 第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録(案)
- ③ 資料1 計画相談支援体制について(案)
- ④ 資料2 障害者生活支援センターへのヒアリング結果について
- ⑤ 資料3 計画相談支援に係るコーディネーター連絡会議からの提言
- ⑥ 資料4 地域生活支援部会からの報告
- ⑦ 資料5 障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査資料

最後に腰越委員から難病患者就職サポーターにご相談くださいというリーフレットでございます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

今回は委員改選後、2回目の協議会となっておりますが、前回の第1回協議会では所用によりご欠席となっております、浦和公共職業安定所 統括職業指導官の腰越委員がお見えになっておりますので、改めてご紹介申し上げます。

それでは、腰越委員、一言ご挨拶いただければ幸いです。

(腰越委員挨拶)

ありがとうございました。事務局からの説明事項は以上です。宗澤会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議事

「第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）」について

(宗澤会長)

ありがとうございます。それでは、ここから議事に入らせていただきます。

まず、本日の議題の1ですが、前回協議会である「第1回さいたま市地域自立支援協議会議事録（案）」につきまして、協議会としての承認を求められておりますが、宮部委員から修正についてのご連絡をいただいております。本日配付した会議録（案）には、これらを反映させていただいております。その他に、修正等のご意見がなければ、議事録として承認することといたしますが、よろしいでしょうか。

～ 承認 ～

ありがとうございます。

それでは、第1回の議事録（案）につきましては、事務局の案のとおり承認いたします。

本市の計画相談支援体制について

(宗澤会長)

続いて、議題の2番目、「本市の計画相談支援体制について」ということですが、こちらの議題に関しましては、コーディネーター連絡会議から提言があるということですので、三石委員からご説明いただけますでしょうか。

(三石委員)

はい。それでは、「コーディネーター連絡会議からの提言」について、資料に沿って、ご説明させていただきたいと思っております。

コーディネーター連絡会議からの提言ということで、資料3のほうを用意させていただきました。コーディネーター連絡会議のほうでも計画相談にかかわる議論を重ねてきています。上半期のところでは、情報交換会も実施したりとか、後ほど、ご説明があるかと思いますが、障害福祉課からのヒアリングにも対応するなどして、少し議論を重ねてきていますので、その中で、連絡会議のところで出された意見を中心にご指導、提案させていただければと思っております。

基本的には、冒頭で、前回の自立支援協議会のところでも確認させていただいてあるのですが、計画相談を進めているうえで、連絡会議としては三つの視点を大事にしていきたいというふうに考えています。一つは障害がある人にとって、利用が滞るなどの不利益を生み出さないということと、障害のある人たちの実態をベースにして制度を活用しながら相談支援を含めて計画相談支援を展開していくということと、加えてさいたま市のこれまで培ってきた相談支援システムの向上を図っていくことも目指したいということで、この三つを主軸にしながら検討を進めてきています。

計画相談支援にかかわって、大きく二つの点で少しまとめさせていただきました。これからの取り組み課題ということで、整理をさせていただいています。一つは、これまでのさいたま市の相談支援システムを軸にして、市内での連携体制をどうつくっていくのかということ、二つ目は、障害福祉サービスだけで、およそ5,000名、児童を含めるとおよそ6,000名というふうに言われていますけれども、そういったすべてのサービス対象者へきちんと対応していくためにどの辺が課題であるのかということ、この大きく二つの柱で少し整理をさせていただいています。

そのまず1点目の相談支援システムを軸にして連携体制をどうつくっていくのかということに関してです。これの関係ですけれども、制度上は計画相談というものと、相談支援、これまで実施してきた相談支援というものが、少し切り分けられるような制度設計にはされていますが、基本的には相談支援、計画相談支援を何とか一体的に実施していけるような、そういった体制づくりが必要ではないかというふうに考えています。

現在の委託相談支援事業の部分の中軸にしながら、各区、市内というところで計画相談を含めて相談支援が展開していけるような、そういった体制づくりが進められないだろうかというのが一つの案です。例えば、区の人口比と障害者数に応じた体制を整備するなど、そういったことも委託相談支援には必要ではないかなというふうに考えているところです。

そうは言っても、制度上は計画相談ということが指定特定を、受ければできるような形になっていますので、これまでの相談支援事業と計画相談を担う特定相談支援事業が有機的に連携して、支援が展開できていくことも必要ではないかというふうに、2点目のところでは整理をさせていただいています。その際に、やはり障害のある人たちの実態に根差して生きにくさとか、生活支援課題を整理して支援を展開してい

くという意味では、一人ひとりのトータルプランと言われる個別支援計画をつくったうえで、サービスの計画をつくっていくことが大事ではないかということも一つ、考えています。そういった意味では、相談支援事業と計画相談を作成する特定相談支援事業が連携しながら、特にサービス調整会議などを有効に活用しながら、双方にアセスメント力を向上したり、権利擁護の視点を持ち、計画をつくったりしていけるような、そういった体制も必要ではないかなというふうに思っています。そういった意味では、これまで統一のフォーマットを使用するですとか、権利擁護の視点とか、そういった力量を、アセスメントだとか個別支援計画の力量を高めていくための、そういった研修会の実施ですとか、その特定相談支援事業所との連絡会のようなものをコーディネーター連絡会議とも連携して実態を把握していくということも必要ではないかというふうに考えています。

2点目のすべての障害福祉サービス対象者に対応するための改善点ということに関してです。この上半期やってきたところで、結構、契約の書類が多いですとか、本人への負担が多くなる部分もあったりして、また、各区でその対応がちょっとまだ違いがあったりというようなこともあるので、事務上の手続の統一化などだとか、簡略化を少し進めていくことが今後必要ではないかというふうに思っています。また、例えば、全対象者に計画相談を立案していく際には、例えば、今、生活支援センターでは、新規の福祉サービスの利用を申請する方々に対して、計画相談のほうを作成しています。ですので、これまで同様に新規の福祉サービスの申請者を生活支援センターで対応してサービス調整会議でモニタリングをきちんと実施して経過を見ていくというようなことをしていくということと、例えば、今後、5,000件に対応するということを考えたときに、福祉サービスの更新者に関しては、特定相談支援事業所が作成するか、もしくは、セルフプランということで、作成も少し進めてはどうかというふうに思っています。ただ、セルフプランの作成というのは、本人の選択が原則ということもあるので、ある一定の作成のための基準をつくる必要があるかなというふうに考えているのと、セルフプランを作成するに当たっては、支援課か、もしくは生活支援センターがその支援を担うという役割も必要になってくるかなというふうにも考えています。

あと、障害福祉サービスを新規で利用する方々は、福祉サービスを提供している事業所との連携もすごく重要になってきているなというふうにも思っています。そういった意味では、事業所と生活支援センター、支援課がきちんと支援内容を協議できていけるような、サービス担当者会議と言われるものになるのかもしれませんが、そういったものも必要になってくるかなというふうに考えています。

最後に、担い手のところなのですが、計画相談に関しては、相談支援専門員が作成をするということが、一つ、規定としてありますので、市内の事業所において、相談支援専門員の研修を受講した人たちがどれほどいるのかということですし、また、既存の現在の生活支援センターでも計画作成に従事できる専門員がどれほどいるのか

ということも把握して、計画相談を進めていく必要があるかなというふうに考えています。以上です。

(宗澤会長)

ありがとうございました。それでは、引き続き、事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

はい。それでは、「本市の計画相談支援体制について」、資料に沿って、ご説明させていただきますと思います。

資料につきましては、資料1「計画相談支援体制について(案)」及び資料2「障害者生活支援センターへのヒアリング結果について」を使用いたしますので、ご準備いただければと存じます。

それでは、本市の計画相談支援体制について資料に沿って事務局からご説明をさせていただきますと思います。少々お時間いただくかたちになりますが、よろしく願いいたします。

ただいま三石委員よりコーディネーター連絡会議からの提言という形でご報告いただいたところでありますが、この間、我々としていたしましても、前回の協議会でお話いたしましたように、計画相談支援の実務を担っている障害者生活支援センターに対して、計画相談支援体制の構築に向けた実務上の困難や、計画相談支援の考え方などについて、ヒアリングを実施しておりますので、こちらの報告をさせていただきます。

資料2が、そのヒアリングをまとめたものでございますので、資料2のご準備をお願いいたします。実務を行った中での特長や課題、今度の体制構築に向けての意見、委託相談への意見などという形でまとめておりますが、各センターごとで、今後の計画相談支援体制構築に向けての意見という部分については、考え方にいろいろ違いが見受けられたかなというところがあります。こういった、意見が分かれている部分については、それぞれの意見を記載しております。

それでは、ページをめくりまして、2ページになりますが、実務を通してという部分で、計画相談支援の特長であります。まず、計画相談支援をやることによって、主訴＝ニーズでないケースに対して必要なサービスをつなぐことができるという部分で、なかなか訴えだけでは出ていない部分についてサービスをつなぐことができる、そういった方にサービスをつなげることができたという部分が計画相談支援の一つの特長であるという部分と、次の身体障害者等々、やはりなかなか今まで支援センターとつながっていなかった方が、計画相談支援によりつながることができたということ、また、モニタリングの期限があることによって、仕組みとしてケースと定

期的に会うことができるようになったのは、プラスであるというご意見をいただきました。

それから、計画相談支援実施に伴う負担、委託相談への影響という部分になるのですが、まず、多くのセンターから意見として出てきたのが、計画相談支援にかかる書類作成等の事務作業という部分の負担が大きいという点と、あと期限に追われる点、これはメリットという部分もあるのですが、期限に追われる点というのは純粋な負担増になっていること、それに伴って、次の項目のところなのですが、委託相談における訪問頻度の減少等が出ているということで、なかなか声が上げられない人への支援が滞るリスクという部分はあるのではないのかというご意見をいただいております。

また、上から6個目の項目で、障害福祉サービスの調整に係る、今まで支援センター、委託相談の部分とは、ちょっと違ったかたちで障害福祉サービスの調整に係るケースが増えて、事業者探し、ヘルパー調整、契約立ち会い、こういった部分の負担が以前と比べて増えてきているというようなご意見もいただきました。

それから3番目の相談支援専門員の負担というところですが、現状の体制では支援員一人が抱えられるのは、50人から60人程度が上限であると、これは多くの方から、もっと少ない人数がいいといただいているのですが、最も多かったのがこの数字でございました。

それから計画相談や支援につきましては、(4)のところ利用者側にも負担になっているという部分を感じられるということでありまして、契約であるとか、受給者証のやりとり、重要事項説明は利用者側としても負担になっているというか、ちょっとわかりづらい部分があるので負担になっているということでもございました。

現状の課題は、飛ばささせていただきまして、今後の体制構築に向けてという3ページ目になりますが、こちらにつきましては、センターごとに意見が、対立意見と申しますか、意見に相違がありました。大きく分けると二つの意見でございまして、まず一つが、支援センターを中心に今後はやはり計画相談における支援を担っていくべきではないのかという、支援センターを中心にするという意見と、地域のネットワークというものを重視するという意見、大きく分けるとこの二つに分かれておりました。支援センターを中心にするという意見につきましては、委託相談支援と計画相談支援は密接不可分の側面があるからこそ、支援センターを中心とした体制を構築していくべきというご意見、第三者の目を入れるという計画相談支援の趣旨からも支援センター中心に対応したいと、こういったご意見でございました。

地域のネットワークを重視するという意見につきましては、指定事業所をもっと増やして行って、支援センターは支援センターの役割を、今の役割を強化していくというような趣旨のご意見でございます。委託相談と計画相談支援を分けて考えて、支援センターについては、現在の委託相談部分の機能を強化して地域の指定特定相談支援事業所と連携して支援を行いたいという意見です。実際、計画相談をやることによって、今まで

の支援センターよりも事務的になってしまった側面はあるという、こういったご意見がありまして、そういうこともあるので、地域のネットワークを活用し、支援センターは支援センターで事業所をもっと増やす対応をしていきたいと、こういったご意見でございます。

今後の支援センターの計画相談支援が始まる中で、支援センターというのはどういった役割になっていくべきなのかという部分については、こちらについては、全てのセンターはそんなに意見に相違がなかったかなと思うのですが、処遇困難ケース、多問題ケースであるとか、権利擁護・触法障害者等の困難ケースに対する支援・計画作成、また、指定特定事業所のバックアップも支援センターの役割だろうというかたちでご意見いただきました。

指定特定事業所の役割については、比較的安定しているケースの支援であるとか、計画作成、また併設型の事業所については、当該施設に通っている方の支援や計画作成、こういったことを担っていくようなかたちで対応していくべきではないのかというご意見をいただいています。

また、セルフプラン、先ほど三石委員からのお話でもありましたセルフプランの利用の検討という部分についても意見はございました。セルフプランについては、もちろんご本人のご意向という部分があるので、こちらでどうこうという部分ではないのですけれども、自らサービス利用先を探すことができる就労移行支援等の訓練等給付支給決定者や、生活状態が安定しており、自ら計画を作成することができる方は、セルフプランというようなものを前提に考えてもいいのではないのかという意見を複数のセンターからいただきました。

それから3番目の質の確保については、相談支援員の質、サービス利用計画の内容、適正化というような、そういった部分のことでもございますが、中心となる機関について対立意見という点は、ちょっとわかりにくくて、大変申し訳ないのですが、基本的にこの部分について行政が責任を持って担うべきであるという意見と、上から2番目の項目の特定の法人に委託されている障害者生活支援センターより行政機関が中心となって進めるべきというご意見で、行政が担うべきという部分と、支援センターと行政が連携して、仕組みとして考えていくべきだという、そういった二つのご意見かなというような感じで整理していただければと思います。行政がやるべきなのかという部分と支援センターと協力してという部分で、そういった意見でございます。

三つ目以降は、質の確保に関する手段という部分なのですが、一つが区ごとの支援課、支援センター、指定特定事業所等に係る連絡会議等の開催、こういったものによって、計画内容の適正化を図る、それから支援センターによる指定事業所へのスーパーバイズ、またコーディネーター連絡会議が主催する研修への指定相談支援事業所の参加、既存のサービス調整会議の活用、こういったご意見をいただいております。

それから、こちらも一つの大きな課題であります事業所の量的拡大についてという部



分なのですが、増やしていかなければちょっと間に合わないということは、我々も思っておりますし、センターの方も思っております、センターからも意見をいただいております。やはり、その拡大、新規指定特定事業所の拡大に当たっての課題というのは、やはり相談支援専門員の不足が大きな原因、大きな課題になっていると、福祉業界全体としてもなかなか人がいない、なので、各事業所や法人における相談支援専門員の配置状況等について把握して、事業所開設の働きを行政として積極的に行ってほしいというかたちの提言をいただいております。

また、既存の事業所、これは支援センターを含むかたちになるのですけれども、人員加配につきましては、市の方向性、ルール、実際の対象者数の提示がない段階ではちょっと難しいという部分と、やはり相談支援専門員が不足しているという部分、また相談支援専門員がいたとしても資格の要件である5年間の実務経験があるという方は施設のほうで中核になっているので、なかなか相談支援に回ることができないという、こういった事情もあるということでございました。

5ページ目になりますが、5. 事務負担という部分なのですが、こちらは最初のところでも多くのセンターから負担が大きいという声をいただいている旨を申しあげましたけれども、その事務負担を抑えるようにしてもらいたいということと、そのために障害福祉サービスの更新時期が集中している現状でございますので、分散しなければ対応が難しいので、サイクルコントロールというのが必要になるというご意見、先ほど利用者の負担にもなっている契約等々の部分につきましては、何らかの改善ができないのか、また事務負担軽減のため、ソフトの導入を検討しているところもあるのですけれども、市独自の様式が多くて導入しにくい状況があるので、検討をしていくのはどうだろうか、こういったご意見をいただいております。その他、事務負担の部分について様々な意見はありましたが、こちらは割愛させていただきます。

6. 行政への要望ということで、市、障害福祉課へのところとしては、計画相談支援に対する市の方針、ルール、区ごとの対象者数を示してほしいということや、計画相談の仕組みや事務手続について簡単に説明できるような案内、パンフレット、これらが無い部分で、なかなか利用者へ理解が進んでいない部分があるので、作成してほしいという部分がありました。現在、検討しているところでございます。

それから入所施設への利用者への計画相談支援について方針を県等と調整してほしい。また、この制度全体を関係機関に周知してもらいたい。これがないことによってちょっと混乱が生じている部分があるので、計画相談支援という部分について周知をしっかりとしてほしいというお話と、事業所指定に当たって、これは質の確保という部分にもまたがってくるかなと思うのですが、さいたま市としての障害者への計画相談支援の考え方、ルールを説明するとともに、ノーマライゼーション条例や虐待防止等々についてもしっかりと理解してもらって参入させてほしいということや、そういった研修もやってほしいというようなかたちで、ご意見いただいております。また、実務者レベルで協

議する場が必要であって、自立支援協議会において、計画相談支援に関する部会があるといい、こういったご意見もいただいております。

支援課に対しましては、最後のページになりますが、窓口へのアセスメントの強化や、計画相談支援の仕組み、支援センターの役割の説明等々行ってもらいたいと、こういった意見をいただいておりますので、こちらは改善を図っていきたいなと思っております。

その他、委託相談や、8. その他というところで1件いただいたことは、こちらは説明としては割愛させていただきます。

以上が、計画相談に係る障害者生活支援センターのヒアリング結果となります。

先ほどの三石委員からの報告やセンターのヒアリング結果や国や他市の動向、本市の場合という状況等踏まえまして、事務局として示させていただきたいま市の相談支援体制の案が、資料1になります。横長の資料になりますが、資料の構成といたしましては、上段に整理させていただきました現在の状況をまとめまして、中段に計画相談支援体制を構築していくに当たっての課題、考えていかなければならない重要な点と、それぞれの対応策を記載しております。

そして下段に国が求めています平成27年3月までの完了に向けた方向性として、体制イメージを記載しております。この体制イメージは、中段の課題、対応策をそれぞれ実施した前提で、何とか国が求める期間までに全ての方にサービス等利用計画を作成するというを考えて描いたイメージになっております。

2ページ目から3ページ目、縦の資料になるのですが、方向性である体制イメージについて補足をした資料になっております。それでは順に説明をいたします。

改めてというかたちになりますが、現在の状況なのですが、平成27年3月までに全ての対象者に計画相談支援を実施しなければならない中、支援センター中心にやっているけれども、現在進捗10%というところで、本来業務である委託相談部分にも影響が生じており、指定特定相談支援事業所の増設など、量的な拡大と同時に計画内容の適正化を図る仕組みというのを構築していかなければならないという状況でございます。その二つの課題、事業所、相談支援専門員など相談支援を行う人の確保という部分の量的拡大についてという部分と、相談支援の質、計画の適正化について、この二つの課題に対応していかなければならない状況であります。量的拡大についてという部分の現状であります。実際対応ができていない現状でございます。現在の報酬体系や事業所に必置である相談支援専門員等の不足等により事業所の自然増を期待することは困難な状況というのは今の状況でございます。その対応策といたしまして、コーディネーター連絡会議からの提言等々もあったかなと思うのですが、各事業所における相談支援専門員の配置状況について把握をし、個別に相談支援事業所の開設の働きかけを行う、市としては通所施設、入所施設など大きな施設に働きかけを行っていきたいなと思っております。

それから、既存の相談支援事業所、これは支援センター、今、さいたま市内に 15 の相談支援事業所がありまして、14 は支援センターなので、実質的に支援センターというかたちになるのですけれども、人員加配の働きかけのお願いを行っていくということ、それから、事務負担が大きいという部分がありましたので、3 番目として計画相談支援に係る事務負担の軽減を図るということと、あと、こちらは、国のほうで新たな制度が事業として説明されたのですけれども、相談支援事業所における補助職員の配置、これに対して支援することに対する事業が新たにできましたので、それについて市として検討を行っていくという部分、この 4 点を対応策として考えております。

それから課題の 2、計画内容の適正化についてということで、こちらは相談支援の質の確保という部分からくるものかなと思います。しっかりとした相談支援、さいたま市として相談支援の質を確保し、しっかりとした計画を作り、サービスを提供できる体制を確保していく。そのために、適切なアセスメントを実施して計画を作成していなければならないというところなのですが、これらの対応策として、1 つ目として、計画相談支援に係る計画相談支援に係る課題を共有する場として、支援課、支援センター、指定事業所での連絡会等を開催する。2 つ目といたしまして、関係機関のアセスメント力の強化を図る研修等の実施、3 つ目が、事業所の指定申請時等における市の相談支援体制や条例の説明など方針の周知徹底、この 3 点を考えております。

こちらの対応策は、新たに加わる指定相談支援事業所への対応策という部分が主になっているかなと思うのですが、もちろん、支援課も支給決定等々でしっかりとレベルアップを図っていかなければならないと思いますし、事業所が増えていく中で、支援センター、こちらのレベルアップも図っていく必要がありますし、役割が大きくなっていくので、支援センターの質の確保、レベルアップというのともあわせて考えていかなければならないなと思っております。

それから方向性、体制イメージ、これは、平成 27 年 3 月までの完了に向けてという部分なのですが、あわせて補足の資料を見ながらちょっとご説明をさせていただきます。これは 27 年 3 月までの完了に向けて、それぞれの各関係機関の役割という部分なのですが、まず支援課でございます。支援課につきましては、現状から大きな変化はない部分はあるのですが、単純に事務量、対象者数が全員でやらなければいけないということで増加するという部分がありまして、(1) として受付申請の受理、この際にインターク強化とかそういった部分が課題になってくるものと思います。それから今は、不十分な部分があるという、そういったご意見をいただいているのですけれども、計画相談支援に関する制度の説明や今後事業所が増えてくると、特定指定相談事業所の紹介、そういった部分の役割も出てきます。これについては、パンフレット、我々のほうでパンフレットの作成をして支援課で説明しやすいような環境をつくっていききたいなと思っております。それからアセスメント、法定の部分になりますが、支給決定、これが支援課の役割になりまして、続いて、障害者生活支援センターの役割という部分なのです

が、まず、一つは、計画相談支援が進もうが進まなかろうが、相談支援、委託相談支援の実施というのが、これが軸になるというのが支援センターの役割としては基本でございます。これは大きな役割でありまして、(2)の部分が新たに加わる役割で、地域の相談支援事業所のバックアップ、いわゆる事業所が増えていく中で、区の中で支援センターというのは、基幹になり得るところでありまして、我々としては相談支援事業所のバックアップというのは担っていただきたいと考えております。

それと同時に、サービス等利用計画の作成、支援センターの役割としては、別のものですのでけれども、市町村相談支援に付随するようなかたちで計画相談支援を実施する方もいらっしゃると思いますので、この方については支援センターで実施するのが適切ではないかと考えております。支援センターにやってもらいたい対象者像のイメージとしては、そもそも関わっている方ですね。市町村相談支援においてかかわりがあるケースでありまして、または、処遇困難ケース、多問題ケース、チームアプローチが必要となるケースについては、地域における支援センターというところでやっていただければと思っております。こちらは、サービス等利用計画については、トータルプランを作成した上でその一部としてサービス等利用計画を作成していただかなければならないかなと、そう考えております。

先ほどのコーディネーター連絡会議からのお話でありましたように、原則としてはきちんとアセスメントをして、トータルプランをつくって、その中でサービス等利用計画というのが、我々としても原則だとは思っているのですが、ここはきちんと原則どおりというかたちでございます。

この横長のほう、下の地域の相談支援事業所、この1枚目の資料だと三つあるのですが、入所施設併設型、通所施設併設型というかたちになってはいますが、この併設型の役割という部分です。この併設型というのは、既存の障害者の入所施設であるとか通所施設のところにあわせて相談支援事業所をつくるような、そういった相談支援事業所になるのですが、こちらで今、働きかけを、我々のほうで行っていくように考えておりますので、今後増えていくかなと思うのですが、こちらでやってもらうこととしては、役割としては、当然サービス等利用計画の作成ということになります。この併設型事業所、地域の相談支援事業所の役割としては、まず当該施設を利用しているケースを基本といたしまして、あと可能な範囲で調整が必要な安定ケース、従前では支援課において対応していたケースになるのですが、この方々を対応していただきたいなと、こう考えております。

こちらについては、常に安定的にサービスを利用しているケースであることから、サービス等利用計画作成を重視というようなかたちで、トータルプランであるべきというふうにと先ほど申し上げたのですが、26年度中に終わらせなければいけないということと、既に今、サービスを安定的に利用しているということを考えますと、サービス等利用計画作成を重視という立ち位置で対応していきたいなと、このように考えておりま

す。

2枚目のところでございます。3-2の地域の相談支援事業所、障害者生活支援センターの役割という部分なのですが、障害者生活支援センターには、先ほど申し上げたように委託相談という部分の役割があり、そこが主であることは間違いないのですけれども、併設型相談支援事業所の増加によってもおそらく全てのケースには対応できないかなと思います。なので、併設型相談支援事業所の増加によっても対応できないケースについては、特定指定相談支援事業所として、障害者生活支援センターが対応できないかなと、そのように考えております。対象者としては、先ほどの地域の相談支援事業所のところと同じになるのですけれども、調整が不必要な安定ケース、従前、支援課において対応していたケース、こちら先ほど申し上げたように、既に安定的にサービスを利用しているケースであることから、サービス等利用計画の作成を重視して対応していただき、それによって、集中的な対応をしていただきたいと思いますと考えています。委託相談のところとはちょっと違ったニュアンスになるのですけれども、そういったかたちでやってもらいたいかなと思います。なので、5,000人という多くの対象者がいることは、実際事実なのですが、その方々につきましては、地域の3-1の地域の相談支援事業所併設型と地域の相談支援事業所としての役割も担う支援センターに、やっていただきたいと思いますと考えております。もちろん、支援センターは現在の体制でできるかという、厳しい状況というのは我々も理解しておりますので、その人員の加配という部分をお願いしつつというかたちになるのかなと考えております。

次は、負担軽減策という部分なのですが、26年度までに終わせるためには、負担軽減を行わなければならないということを考えており、一つは事務負担の軽減、先ほど、ヒアリングのところでありました更新時期のサイクルコントロールであるとか、モニタリング月の管理、様式についての検討等、その他必要な事務の統一を行っていきいたいと考えております。

また、計画未作成者に集中的に対応する相談支援事業所に、臨時職員や補助職員を配置し、相談支援専門員の負担の軽減を図ることについて検討を進めていきたいと考えております。これらによって、相談支援専門員が今、事務負担という部分で負担が大きいのかなと思うのですが、サービス等利用計画の作成に集中的な対応が可能になると、そのように考えております。

それから、計画相談支援に係る連絡会議というような部分を立ち上げたい、先ほど申し上げたかなと思いますが、あくまで素案で、固まっているものではないのですが、目的としては、各事業所で作成するサービス等利用計画の適正化を図るとともに、計画相談支援を通じて地域における課題を共有する。参加機関としては、支援課、支援センター、特定相談支援事業所。その内容としては、計画相談支援に係る連絡調整や、支援課からは提出されたサービス等利用計画案への意見や事例報告で、課題があれば共有するようなかたちにしまして、支援センターからは処遇困難ケース、多問題ケースを抱えて

いるのでどういうアセスメントを図ればいいのか、また事例を共有していくという部分、地域の事業所から困難事例等がありましたら、相談、検討の場にしていただきたいなど考えています。それらの検討の中で地域の課題の整理等していただいて、区の課題を自立支援協議会などに上げていただくような、そういったかたちにゆくゆくはなっていけばいいなど、そのような展望も含めて考えております。ただ、既存のサービス調整会議との兼ね合いであるとか、役割分担もあると思いますので、ここは今後更なる検討が必要かなと思っております。

以上がさいたま市の相談支援体制の説明となります。議論の参考といたしまして4ページには国から示されました相談支援事業所への臨時職員や補助職員を配置などの事業に関する資料、5ページ目には、本市における障害福祉サービス利用者の区ごと、障害種別ごとの各種サービス利用者数をまとめたものを添付しておりますので、こちらも参考にいただければと存じます。

今回提案したものは、あくまでも案というかたちで、至らぬ点などいろいろあると思うので、忌憚なきご意見をいただきまして、ご議論いただければと思います。説明が長くなりました。よろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

ただいまの三石委員、それから事務局からのご説明、報告に関しまして、忌憚のないご意見を頂戴したいと考えます。基本的に計画相談支援を進めていくための考え方、それからもう一つは、実務的な見通しの具体化、この2点が非常に大きな部分であったかというふうに考えます。

大きくはその2点かと思うのですが、かなりちょっと見通しが具体化しきれていない部分もあろうかと思っておりますので、その点についても含めて皆さんからご意見を頂戴したいと考えます。いかがでしょうか。小津委員、どうぞ。

(小津委員)

支援課代表で来ているものですから、はっきり言って、来年度までにサービスを受けている方、皆さんの計画を作るのって、現段階でもう無理ではないですか。期限を考えるともう今の段階で無理だと思うのです。だって、量的に増やさなければならぬけれど、インセンティブがないから、増えそうもないと。比較的、中央区は、与野がそのまま区になったので、地域連携、ものすごくできているところなのですね。だから、仕事は比較的しやすく、いろんなことがうまく回る区であるのです。ここで今10%とあるのですが、今、大体うちで、約30%ちょっと。だから、新規は90%以上いって、やっぱり更新の人がなかなかうまくいかなくて30%です。新規の場合はサービスを受けるには漏れなくこの計画相談を受ける必要があるのです、来夢さんに行ってくださいという、そういう制度なのですか、そうですかって言って、漏れなく計画を作

成してもらって支援課に来てもらえるのですけれども、やっぱり更新の人たちの場合は、今、サービス受けていて、何でわざわざ行かなくちゃいけないのかと、そこでリアリティーがないのですよね。だからなかなか難しいです。

あとやっぱりね、今、本当に中央区の来夢さんにはお世話になりっぱなしで、うちのワーカーたちも、もう恐縮しきっていて、やっぱりもう天井、これ以上お願いすることに対して非常にもう、それでも無理を言ってお願いしているのですけれども、セルフプランで何とかなるものなら何とかしないとちょっともう難しいなという感じを持っています。だから、これはもう意見でも何でもなくて、感想なのですが、無理ではないかというのが、素朴な感想なのですが、いかがでございましょうか。

(宗澤会長)

自立支援協議会としては、無理だという方向で、議論を終わらせることはできないので、ちょっと私のほうから何というかな、実務的な見通しに関する具体的な部分についてですね、まずは、今おっしゃられたように天井だということは、人員を加配するしか手だてはないわけですよ。それと、その相談支援事業所を増やすと。要するに、ここの部分で、だから例えば、生活支援センター、市から委託相談支援事業をお願いしているところの人員加配については、人員加配をこの今日の資料では、お願いするというふうに言っていますから、事業所が増やせと言っているわけでしょう。その部分と、国の制度を使って、加配するという部分と、これをどういうふうに組み合わせるね、各センター、あるいはその各相談支援事業所、何人ずつ増やすのかとか、そういうことについて具体的な見通しが無い限り、今の小津さんの指摘はね、非常にリアルな現実を意味しているわけだから、その具体的な人数というか、つまり、処理しなければならない件数というのはもうわかっているわけでしょう。それに対して、だから何人体制で、だから月当たり何ケース処理していくと。要するに、我々が具体的に見通さなければならない実務というのは、そういうことだと思うのです。そこがまず提示できるのかどうか。

それからもう一つ、相談支援専門員のことについてですけれども、一定の研修を受けて実務経験が5年以上か、何か要るのでしょうか。では、これを増やすことができる見通しとして、例えば半年以内に何人増やせるのかとか、そういう議論でしょう。増やしていく方向性など確認したって意味がなくて、つまり処理しなければならないケース数が決まっているわけだから、それに対応して相談支援専門員が何人増やせるのかという見通しを、現時点で事務局はどう思っているのか。これがない限り、ここで何を議論したって考え方しか議論できないではないですか。報告では、増やせない、ほとんど増やせないというようなニュアンスにも聞こえたものですから。だったら、例えば、飲食店などで、調理する人全員が調理師免許持っている必要ないですよ。代表者が調理師免許を持っていたりすれば、飲食店は成立するではないですか。だから、

例えば、人をとにかく増やして、実務をこなしていくための人は増やすけれども、つまり、その計画相談を処理していくときの責任は、相談支援専門員がちゃんと印鑑を押しているのだけれども、実務自体は相談支援専門員という形式要件を満たしていない人でもできるという仕組みは、組めるのかどうか。それだったら、時期が決まっている事柄、平成26年度までにやってしまわないとだめだということになっているわけですから理解できます。だから、そこまでに取らぬタヌキの皮算用をいくら、そろばんはじいたって意味がないのだから、そういう仕組みで責任者として相談支援専門員が配置されていて、そのもとの、実務要員が確保されていればいいというふうに考えることはできないのですか。これがまず、事務局に、基本的には聞きたいことです。

それから、もう一つ、三石委員の報告があって、それを受けている事務局のほうの計画相談支援体制を進めていく考え方の中にね、何でしたっけ、契約の際の重要事項説明書、そういうことの説明が、利用者にとって負担になっているということなのですが、これは、一応、考え方として、法律上の考え方としてですね、そのことをきちんと説明をする、そこで同意をとるという手続をとることが、利用者の権利擁護になっているという考え方なのですね。だから、何とかな、僕らでもそうだけれども、消費者契約法以降、やっぱり何か契約を結ぼうと思ったら、相手をごちゃごちゃと説明しだしたと。煩わしいなと思う部分は確かに多々あるのですが、法律上の要請としてそこは利用者の、いわば権利を擁護するために必要な手順だというふうに定まっているわけです。ここで負担が多いというのは、どういう意味なのか。私には意味自体がわからないのです。つまり、何かそこでごちゃごちゃと思うということが負担だということだったら、その説明の仕方が悪いわけですよ。つまり、そこは利用契約に伴う意思決定支援が必要だという部分と捉えなければならないところであって、単純な負担感を持ってそういうことを言っているのか、そこ、簡略化することによってね、法律上の要請というのを満たすことができるのかどうか、その点について、事務局として簡略化すると言いますが、何を簡略化するつもりなのか。この2点です。

#### (事務局)

最後の質問から回答します。簡略化の部分なのですが、簡略化が必要だとする、そういったご意見は、契約の部分であるとか、重要事項説明に対してなのですが、会長がおっしゃったようなかたちでごちゃごちゃした部分で、負担になっている、そういう点であると思います。本人はそもそもヒアリングとか、アセスメントのところまで時間がかかっている、そういった契約という部分でも長く時間をとっているという部分なのかなと思っています。そういった負担を軽減できないかというところで、簡略化するというわけではなく、統一できるところはこういう仕方が一番いいのではないのかとか、いろいろ対応はあると思います。センターごとにやっている方法で、それで苦情が多いのであれば、こういう説明方法がいいというように、提示できると思うので、



そういった方法について、検討して各事業所にお示ししたい、そのような趣旨でありまして、重要事項説明を省くとか、そういう趣旨では全くない、そのように考えていただきたく思います。

それから先ほどの、相談支援専門員が責任を持ち、実務は他の方にやっていただくことはできないのかという部分ですが、やはり相談支援専門員の方に計画そのものを書いていただかなければならないという部分があります。しかし、その他、付随する事務、現状課題になっている点というのは、先ほど、小津委員のほうからご指摘ありましたように、今まで利用していた方は、計画相談支援というのがわからない、今まではなかったのに必要あるのかとか、そういうようなところから説明していかなければいけないのですが、そうした事業の説明、趣旨であるとか、利用者とのアポイントであるとか、そういった相談支援専門員でなくてもやれるところが多くあると思うので、我々としては、事務員、補助員等々について、検討を進めておりまして、相談支援専門員が少ない現状ではあるのですが、相談支援専門員の方には計画作成に集中できる環境をつくっていききたいというようなかたちで考えております。また、今、埋もれている方を探していく、そのためには各法人に照会をかけて、今、回答が集まっているところなのですが、他の業務、生活介護等々やっている方がおりましたら、これもお願いというかたちになってしまうのですけれども、相談支援を行えるように依頼し、少しでも増やしていきたいというようなかたちで考えています。

(宗澤会長)

もう一度、伺います。方針を聞いているのではなくて、だから、増やせるのか、増やせるというのだったら、例えば、各区、何人ずつ増やせるのか、だから、それがない限り、考え方の方針の確認をいくらしていても、26年度までにこれをやらなければならないというところに対して、具体的な見通しにたどり着けないでしょう。

それからもう一つですけれども、だから、そこがなかなか見通せないというのであれば、いくら相談支援専門員にやってもらいたいとかと言ったところで、それ自身幻想なのだから、今ある相談支援専門員に計画相談の中身については、最終的に責任を持ってもらうと。だけど、そのいわゆる、実務部分のほとんど全てについては、別に相談支援専門員でない人でもやってもらうと。要するに、それを必ず相談支援専門員が点検しなければならないという仕組みは組めないのか。僕が聞いているのは、具体的なことなのですね。考え方ではないのです。だからその部分についていかがですか。

(事務局)

事務局です。そのご質問には直接的には答えられないので、検討するというか、確かにおっしゃるように、今、議論できないというご指摘はありますけれども、現段階で

は示せません。どの程度増やせるのかという部分が、お願いするところになり、そのお願いが進んでいない現状でありますので、どの程度増やせるのか、また、相談支援専門員の数というの調査をかけているところでもありますので、どの程度いるのかという部分がわからないのです。また、次、県で行う研修につきましては、来年度になるということで聞いているので、そういった方向からも、今年度増やすという部分がちょっと難しいです。なので、今、会長がおっしゃられた部分、提案については、これでいいのかどうか、検討はしていきたいと思います。

(宗澤会長)

県がやるべき相談支援専門員の研修というものを、増やさないとだめだという具体的な課題はあるとしたらね、我々は県の研修は待っているゆとりは全くないわけですよ。だったら、一応、政令市なのだから、さいたま市で独自でできないのですか。この可能性についてはいかがですか。

(事務局)

研修につきましては、都道府県の事業になっておりまして、市ではできません。これも県にお話して、お願いしているところではあるのですが、今年度はもうやらないということです。来年度以降は、県がやる事業、研修自体を増やし、対象者を増やすということと、我々のほうの、さいたま市としての相談員の方が多く受講できるように、埼玉県の中でも7分の1がさいたま市民、そういったことを勘案して、多く受講できるようにしてほしいとお願いしていて、そのあたりについては、検討していただけるというようなかたちの回答をいただいております。

(宗澤会長)

だったら、もう結論は出ていて、つまり来年度まで、相談支援専門員は増やせない。したがって、それまで地域の相談支援事業者も増やすことはできないと、結論として出ているわけですよ。

(事務局)

そうですね、ただ、地域の事業所の中で今年度受けた方もおります。

(宗澤会長)

それは何人ですか。

(事務局)

10名弱程度でございます。我々把握しているのが10名弱ということでございます。

(宗澤会長)

その中の見通しだったら、これは、さっきの小津委員がおっしゃった結論どおり無理ですよ。それだったら、行き着きようがないのではないですか。だから要するに、地域の相談支援体制をつくるために、例えば来年度の県の研修まで待ってられないという現実があるのでしたら、金はさいたま市で出すけれども、県の研修事業として、さいたま市専用のものを開いてくださいと。市がお金は持ちますと。県しかその研修事業ができないというのでしたら、県に開いてもらうというかたちで、今すぐお願いするしか道はないと思うのですよ。来年度の研修まで待っていて、来年度中に計画相談支援を全部終わらせるというわけだから、来年度まで待っていたら、無理だよという結論にしかならないではないですか。その相談支援専門員を増やすことができないという結論から出発するのでしたら、さっき僕が提案したように、既存の相談支援専門員が最終的にそれぞれの計画相談に責任を持つというね、ちゃんと点検して印鑑を押すというその仕組みのもとで、その相談支援専門員でない人が実務に携わるといふ仕組みづくりに今すぐ着手するしかない。どっちかですよ。

したがって、冒頭に言いましたけれども、私自身はこの議題については、報告のあった、いわゆる何というかな、考え方の部分でもし異論があれば、おっしゃっていただきたい部分と、それから実務の具体的な見通しをつくるために、ご提案をいただきたい、ご意見をいただきたいというふうに考えます。はい、永島委員、お願いします。

(永島委員)

本当にそのとおりだなと思いながら聞いてはいたのですけれども、先ほど三石委員のほうからコーディネーター連絡会議のご報告をいただいている、その3の(1)の①に、委託相談支援事業を支援する体制づくり、現在の委託相談支援事業の体制強化を図り、相談支援と計画相談の一体的に実施、区人口と障害者数に応じた体制整備とあるのですけれども、具体的にどういうことを言っているのでしょうか。

(三石委員)

今日の事務局からの資料のところでも、区ごとの障害者手帳の所持者数が出たかと思うのですけれども、区ごとで、見沼区、北区とか南区は結構人数が多くて、そうではない、少し少な目の区もあったりするので、その障害者数に応じた、今の委託相談支援事業というのは、一般相談の一次相談の部分があるので、その部分を強化するという意味で、区の障害者数にあわせた委託相談を担う事業所を整備してはどうかということ考えたのです。1カ所で、今の生活支援センターに加配していくとか、委託部分に加配するということもできるかとは思いますが、障害者数に応じて委託相談、

生活支援センターを整備するということが、今後考えられないかなと、その中で、一般相談の中で計画相談も一体的になっていくとかできるのではないかなというふうに考えたということなのですが。

(永島委員)

この辺にすごく現実味、これ、生の意見だと思うのですよね。先ほどの事務局から出た数字を見れば、見沼区合計で決定数738、サービス決定しているわけですよ。片一方、西区では395の決定しかない。倍とはいわないけれども、これだけの決定数に差がある、それを、会長が言っていることも大前提で、大事なだけけれども、これだけサービスの決定が違うというのは、もう10区にあって、人の配置、今も三石委員から言われたように、満遍なくふりまくことは、計画相談支援を、急で早くやらなくてはいけないなどといっているときにですね、満遍なくばらまくことはやっぱり得策ではないなということも、考えたほうがいいと思います。

(宗澤会長)

その他いかがでしょうか。はい、長岡委員。

(長岡委員)

いくつかあるのですけれども、一つは、資料2の3ページの2、今後の体制構築に向けてというところなのですが、一つは支援センターを中心とする意見というのと、もう一つは地域のネットワークを重視するという意見があるではないですか。地域のネットワークの中に、イメージとして事業所は入っていますか。各センターからの意見でしょうけれども。

(事務局)

こちらの地域のネットワークを重視するという意見につきましては、事業所も含まれています。相談支援事業所を併設した事業所という部分も大きいのかなと思います。

(長岡氏)

相談支援事業所ということですよ。私たちの地域もそうですけれども、事業所の併設というわけではないけれども、一般の事業所も相談支援事業所も法人が運営しているのですよね。だから、ネットワークと言ったときに、うちなどの法人ではエリアで幾つかの事業所があるので、やっぱり法人としてのネットワークへの参加という視点になっています。何が言いたいかというと、事業所は、ネットワークになっている中では参加できるのですけれども、支援センター中心になってくると、事業所の立場では

なくなってしまうし、法人という立場も消えてしまいますよね。だから、うちの法人のように、受託してやっている法人などでは、支援センターのスタッフは、センターの人事権もないのですね。その支援センターの運営をしていくといったときに、法人の考え方とか、事業所の考え方というか、そのあたりがやっぱり、きょうの資料の中にないのではないかなという気がしているのですね。

先ほど、入所施設の計画相談についてはいろいろ調整をしてほしいという点がいっぱい出ているということでありましたけれども、県内で聞いている話だと、入所施設は、指定を受けている率が高いと思います。それは、なぜかわかりますか。変な話ですけども、持ち出しができるからなのですよ。私のところでも、夏に指定をいただきましたけれども、持ち出しで大体、4~500万円は考えて、立ち上げています。一番多いところで、年間の持ち出しを1,400万にしているというところが、川越の入所施設です。そうしたことを踏まえたかたちでの指定です。何というのでしょうか。単純にお金をつける話をされていますけれども、多分お金がついて、人を配置しても、計画相談だけでは運営は賄えないでしょうから、人件費1人分となると相当な金額を市から持ち出してやるのか、市が持ち出せないのだったら、ある程度法人が持ち出せるかという話に本当になってくると思います。そこが、例えば、利用者に対する相談支援とか地域のネットワークへの参加というメリットというのがありましたし、利用者さんにもメリットももちろんありましたけれども、事業所にとって、この計画相談は何かという議論をきちんとしていかないと事業所を巻き込めないのですね。法人を巻き込んでいくという考え方は絶対必要だと思うのですね。

あと、先ほど計画相談の、ちょっと話が飛んでしまいますけれども、利用者の契約が大変だというのは、利用者さんが理解するまでにすごいエネルギーがかかるということです。理解できないまま、トラブルになるというのが、計画相談が始まった当時、結構いろんなところで聞かれた話でしたので、そういうことだと思うのですけれども、事業所にしろ、利用者にしろ、やっぱり、今この仕組みをどこまで理解していただけるかというところがちょっと足りていないのではないかなという気はしています。利用者の方も、というか、事業所の中でサービス管理責任者ができたときもそうだったのですけれども、やはり新しい事業が動き出したときというのは混乱が生じるし、最初はサービス管理責任者の役割から説明しなきゃいけないから、当然説明に時間がかかったりするのです。それを各支援センターが負担するのではなくて、やっぱり市のほうといいますか、区なり市なり、あるいはコーディネーター連絡会議なのか、きちんとしたかたちで全体にまず伝えていくというところを、是非やってほしいなと思います。その中に当然事業所も絡んでほしいなという思うところです。以上です。

(宗澤会長)

そうですね、実務の具体化という点から言えば、要するに、事業者側にとっての計

画相談の持っている具体的な意味というのをどのように使っていくのか、こういうことのご提案があったと思います。

ちょっと一つ、質問したいのですけれども、更新の人がなかなか、なぜ計画相談が必要なのかというところで、納得していただくのが、難しいというふうな入り口の問題があるということなのですが、更新の人が計画相談を受けなかったら、今まで使っていたサービスを受けられないとか、そういうデメリットはないのですか。

(事務局)

27年度以降は、計画相談支援を行った上での支給決定というかたちになるので、現在、国から示されたかたちの中では、27年度以降はサービスを受けられないことになります。そういう意味では、今は、計画相談を受けずにいても、サービスを受けていける、利用できますけれども、ゆくゆくはサービスが利用できなくなるという明確なデメリットがあります。

(宗澤会長)

ありがとうございます。そのほかにいかがでしょうか。はい、大須田委員、どうぞ。

(大須田委員)

皆さんのご意見を聞いて、三石委員からも報告があったように、コーディネーター会議ではとにかく5,000件、障害福祉サービスを利用している人が不利益にならないためにいろいろ頭をひねっているところではあるのですけれども、皆さんの意見の中でもあったように、人を増やしたいけれども、なかなか、各法人の努力であるとか、福祉業界自体が求人してもなかなか人が来ないという実態があります。そうした中で、人を増やしたいのだけれども、増やせないという実態とか、各法人の努力とか、その辺に依拠する部分が市の提案にはあるかなというふうに思っています。

あと、全国的にもこの計画相談の進捗は進んでいなくて、さいたま市は、1割というのは、決して低い水準ではなくて、全国的に見たら0件という全くやらないという自治体も出てきていて、それがいいとは思わないのですけれども、やっぱりそもそもの制度設計が、国の制度設計がどうだったかということは今言っても仕方がないのですが、あるかなと思います。そこも踏まえた上で、やっぱりさいたま市でどういうふうに進めるかというふうに障害福祉課と私たち支援センターも引き続き考えていかないといけないのだという、ちょっと感想になってしまいますが、思っているところです。

その上で、やはり実感として持っているのは、事務手続のところは、契約などでは重要事項説明が必要ではないとは全く思っていないで、そのわかりにくさであるとか、何というのでしょうか、サインをすることにも支援が必要な人とか、そういうことも踏

まえて、やはりもう少し、障害のある人の立場に立って、簡略化できないかという意見がコーディネーター連絡会議から出しているということを再度確認させていただくと、やはり介護保険も同じような仕組みでケアマネージャーがいて、ケアプランを立てるというふうになっていますけれども、やはり介護保険と圧倒的に違うのが、障害のある人のニーズが多様であるとか、抱えている背景にやっぱりさまざまなものがあるということから時間と労力がかかると言う、語弊があるかもしれませんが、そういうところがかなり時間と労力を要するということが決定的に違うのだろうなというふうに、現場の中では実感をしているところです。

あわせて、サービスの更新の人については、利用している事業所の方が一番障害のある方のことを知っていたりと思うので、ご本人の選択する意思決定の支援をどうするかという課題はあるのですが、少しセルフプランということも進めていかないと、5,000件、恐らく進んでいかないだろうというふうに思っています。感想になりますが、以上です。

(宗澤会長)

今、大須田委員から、ご意見あったように、介護保険の場合のケアマネジメントというのは、すごくドライなかたちで、範囲を絞って、介護保険サービスに対応する範囲の中でのニーズをアセスメントすればいいと。だから、それがいいことだとは思わないのですが、必ずしも生活の全体状況についてのアセスメントというのをしなくても、とりあえずケアプランをつくれるという部分は実態としてはあるのですね。それに対して障害者の場合、生活のトータルな部分でアセスメントを丹念にやっていると、本当の必要なサービスというものをケアプランとして組み立てていけないと、そこに手間暇がかかるのだというのは事実だと思うのです。そのことを踏まえた上でね、今日、とにかく実際に人をどのように増やすのかですね、これは、相談支援専門員について、具体的にどういう見通しが持てるのか。それと、地域の相談支援事業所をどのように増やせるのか、これはもう要するに、市内何カ所、各区何カ所みたいな、そういう議論ですね。今の処理件数の区ごとの、そのでこぼこを押さえた上で、どのようにしてこの各区全体が、この計画相談に対応していけるというシステムにするのかということです。

それから、計画相談を進めていく上での、お金の流れを含めてですね、持ち出し等を含めて、それぞれの法人事業者にとって、進めやすいやり方はないのか。このことを至急具体的に検討していく必要があると思います。

ここは、政策委員会ではなくて、自立支援協議会なので、例えば、実務的にその点で、具体的な見通しを持ってないというのであればね、障害者自立支援法が始まったときに、横浜市では、対応できないからというので1年遅れでスタートしたと思うのですよ。実際、この計画相談への対応状況というのは、最も悪いところでまだ0件という自

治体があるという現状があるのであれば、それこそ、今のところ、26 年中に対応するというは無理という結論にどうしてもなるのだったらね、では、さいたま市としては、27 年度末までにこういうふうにしていくから、確かにできますという見通しを、できれば年内に、どんなに遅くとも年度内に、私たちが共有できるようにちょっとその当面の仕組みづくりというのを考えていかなければならないのではないかと。その課題の確認と、その実務的、具体的な見通しを持つために必要なお知恵を引き続き皆様から拝借したいと思います。これは、ことは具体的ですので、必要に応じて必要なメンバーが集まっていたくというようなかたちをしながらですね、この計画相談を仕上げていくということについての、実務を進捗させていきたいというふうに考えます。

この議題について、ひとまずまとめたのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、長岡委員、どうぞ。

(長岡委員)

指定の特定相談事業所を増やすという方針は、市として示しているのですよね。指定の特定相談を受けやすくして、併設型というのが増えるのだったら、一つは、やっぱりもう法人の採用計画にのってないと間に合わないのです。多分、10 月、11 月ぐらいで大体方針が固まる事業所が多いと思います。あとは2月ぐらいとかもばらばら求職者がいたりするのですけれども、ということは、本当に急いで、先ほどのアナウンスをきちんと市からかけないと、絶対間に合わないと思うのです。

それから、あと、県の相談支援専門員の研修のほうは、うわさだけですけれども、ちょっと時期を早めるという方向もあるみたいですよ。いつもそうなのですが、研修をやる側のほうの負担が大きいということになるから、そこのところで、さいたま市独自で研修をやるよりは、埼玉県の中での研修の運営側にやっぱり人を送っていくとかということは、すぐにでもできることという気がするので、そのあたりも、早くしないと、早くといっても多分半年ぐらいとかそんなものなんでしょうけれども、間に合わなくなってしまうのではないかとこのところ、市がすぐに動くべきではないでしょうかと思います。

(宗澤会長)

繰り返しになりますけれども、埼玉県が研修するとしても、だから運営に、さいたま市から派遣するとか、それからまずね、さいたま市としては、何人受ける必要があるのだという、課題の具体性を持っていただき、その県に対して何人受け入れてほしい、だから、さいたま市としてはこういう運営体制を確保しますと、県がやってもらうことについて、その具体性を至急、明らかにしておくべきだというふうに私は思い



ます。

#### 「地域生活支援部会からの報告」について

(宗澤会長)

それでは、本日の議題の3に移ります。

「地域生活支援部会からの報告」についてということですが、こちらは事務局からご説明いただけますでしょうか。

(事務局)

はい。それでは、議題の3番目、専門部会であります「地域生活支援部会からの報告」について、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料4「地域生活支援部会からの報告」を使用いたしますので、ご準備いただければと存じます。

第3回地域生活支援部会は、平成25年10月1日火曜日に、障害者総合支援センターにおいて開催されました。内容といたしましては、今年度より新たに設置されました地域移行・地域定着支援連絡会の報告が中心となっており、資料の2ページ以降は専門部会の当日配布資料となっております。

それでは、資料の2ページをご覧ください。まず、前回の協議会において、設置のご報告をしております「地域移行・地域定着支援連絡会」について、専門部会においても説明いたしました。

地域移行・地域定着支援連絡会とは、精神科病院に入院している精神障害のある方の退院及び地域移行・地域定着支援を円滑に実施するために、精神科病院や障害者生活支援センター等の実務担当者が集まり、対象者の実態把握や課題整理を行う実務機関でありまして、実際に支援を行っている各関係機関の実務担当者間の情報共有の場を設けることで、医療と福祉の連携を深め、ネットワークを構築することを目的に設置されたものでございます。

3ページにつきましては、本協議会と専門部会、地域移行・地域定着支援連絡会との関係を示した体制イメージ図となりますので、参考にしていただければと存じます。

続いて、資料の4ページをご覧ください。

平成25年8月2日に開催されました第1回地域移行・地域定着支援連絡会の報告といたしまして、連絡会において病院や障害者生活支援センターの皆様からいただきましたご意見を紹介いたしました。主なご意見につきましては、記載のとおりでありますので、ご参照いただければと存じます。

また、市内の精神科病院向けに入院患者の実態調査を実施いたしましたので、その

結果の報告と、そこから明らかになりました課題の報告を行いました。

入院患者の実態把握についてですが、連絡会の事務局であります基幹相談支援センターに市内の精神科病院に調査の依頼をしていただくとともに、重点的に地域移行支援を実施する対象者のリストアップをお願いいたしました。その結果が6ページのリストでございます。

これらの結果から明らかになった課題といたしましては、資料の5ページをご覧ください。

調査結果から見えてきた課題、今後の進め方、という部分になりますが、まず、第一に、関係機関によって、対象者の選定方針に対する認識に相違がみられるということがございます。

重点的に支援を実施する対象者につきましては、昨年度の本協議会におきまして、「入院期間が3か月以上5年未満の方」、「40歳以下の方」、「退院にあたり家族のサポートが得られない、帰住地を新たに設定する必要がある方」といった目安をお示しさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、限られた社会資源を有効に活用していくために、退院の可能性が高い方のうち、地域の社会資源を利用していくことが見込まれる方を重点的に支援することを意図して、設定した目安であります。しかしながら、関係機関には対象者の基準として理解されているきらいがありまして、今後、この目安の趣旨・方向性等について、改めて共通認識を持ち、この目安に合致しない場合でも、退院に対する意欲が高い方は支援の対象としてリストに加え、地域移行・地域定着支援を実施してまいりたいと考えております。

また、帰住先や地域移行に向けた体験の場といった社会資源の不足という点も大きな課題であると認識しておりますので、今後どのようにして社会資源の整備を進めていくべきか、地域生活支援部会や本協議会においてご検討いただければと存じます。

また、精神保健福祉法の改正に伴う医療保護入院手続きの見直しについて、鈴木委員より資料のご提供及び変更点のご説明をいただきました。

主な変更点といたしましては、

- ・保護義務者制度がなくなり、配偶者、親権者、扶養義務者、後見人等、家族のいずれかが同意すれば、医療保護入院が可能となった点
- ・入院早期において、病院が退院支援担当者（PSWまたはナース）を選任しなければならない点
- ・入院期間の更新について審査する院内の委員会に、院外の地域支援関係者を入れることができる点
- ・退院準備の際に、病院が地域の相談支援事業者を家族に紹介するよう努めなければならない点
- ・特に慎重な審査が必要な場合、精神医療審査会が病院に出向いて審査をすることができる点

などがございます。これらにより医療保護入院をしている方の退院が早くなる、また、多くなることが想定されるとのことでございます。

以上が部会での説明事項になります。

資料の1ページに戻りますが、部会の委員の皆様からは、重点的に地域移行を実施する対象者について、「複数機関による連携が必要な困難ケースをリストに載せて支援を実施してはどうか」というご意見や、社会資源の不足について、「既存の資源を活用しながら必要な仕組みを検討していくべき」というご意見、また、「地域におけるネットワーク構築が重要である」等のご意見を頂戴いたしました。

今後は、これらの意見を踏まえまして、本協議会・部会等で必要な社会資源や施策についてご議論をいただき、障害のある方の地域移行・地域定着支援を進めてまいりたいと考えております。

地域生活支援部会が行われた後、10月4日に開催されました第2回連絡会議におきましては、部会からの意見を踏まえ、関係機関が共通理解のもとに、地域移行・地域定着支援の対象者の幅広い検討を行いまして、今後、個別に対象者の選定を行っていくという段階になっております。地域移行支援の対象者については、これから増えていくものと考えております。

事務局からは以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

(宗澤会長)

従前の退院支援連絡会改め、地域移行・地域定着支援連絡会というものをつくりまして、そのことにかかわって、地域生活支援部会というのが、この間開催されていたと、それをめぐっての議論の内容についてご報告をいただきました。

皆様から何かご質問、ご意見等ございましたら、お受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。

非常に簡単な言い方をすれば、A3の実態調査の結果ですね、地域移行支援にかかわる可能性があるというふうに見えるリストアップされた資料ですけれども、この年齢のところをご覧いただければわかるように、40歳以下というのは、もう限られた人になっていまして、全体として非常に高齢の方が多く見られると。その方々を含めて、無理のない地域生活への移行と定着というものを図っていくためには、従前に増して、きめ細やかな入院期間中からの、その地域生活の自立へ向けたいろいろな取り組みを進めることができるような、社会資源の開発、それから地域のネットワークの支援というものが重要になっているということについての具体的な議論がこの部会であったというふうにご理解いただければと思ひます。はい、小津委員、どうぞ。

(小津委員)

大した話ではないのですが、サッチャー政権の時代のようにばんばん退院さ

せて、みんながホームレスになってしまったという時代があったといいますよね。だから、慎重に、慎重に、先生がおっしゃったように、慎重に、慎重に進めて、1人でも2人でもというぐらいの感じでじっくり仕事をしていけばいいのかと思います。

(宗澤会長)

まさに急がば回れというかたちで、要するに、何人という成果を求めるスタンスではなくて、ご本人にとって最もふさわしい、そういう暮らしのあり方を築いていく一環として地域生活移行定着支援というのがあるということは、これまでも確認してきましたし、今後とも大事にしていきたいというふうに考えます。

ほかにありますか。

#### 「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査」について

(宗澤会長)

それでは、本日の議題の4に移ります。

「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査」についてということですが、こちら事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。それでは、「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査」について、資料に沿って、ご説明させていただきたいと思います。

資料につきましては、資料5「障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査資料」を使用いたしますので、ご準備いただければと存じます。

それでは、議題4の次期障害者総合支援計画策定のためのアンケートについて説明いたします。資料は資料5-1から5-3でございます。

本アンケートにつきましては、前回の第1回地域自立支援協議会におきまして、調査票案等についてご意見をいただいたところですが、10月1日に開催されました第2回障害者政策委員会において、実施方法や調査票の最終案を提示し、承認をいただきましたので、本日、改めて本協議会に報告させていただきます。

本アンケートにつきましては、障害者政策委員会を中心に検討を進め、特に集中的な議論が必要な事項については、ワーキンググループを設置し作業を進めて参りました。

ワーキンググループは、8月1日及び9月2日の2回開催し、ご参加いただいた障害者政策委員会委員に精力的なご議論をいただいたところでございます。

それでは、アンケートについて、前回の第1回地域自立支援協議会で示した内容から、変更となった部分を中心に説明させていただきます。

まず、資料5-1をご覧ください。「2 調査票配布部数の内訳」になりますが、当初、無作為抽出により9,000件の対象者を抽出し、一部を除いて郵送するとしておりましたが、手帳を所有していない障害者やアンケートに積極的に協力したい障害者の声もアンケートとして反映すべきではないかとの指摘や意見が市民会議等が出されたことなども踏まえ、9,000件のうち、1,500件を各区支援課や障害者生活支援センター等で配布することといたしました。

窓口配布分につきましては、部数に限りがあることから、予定数がなくなり次第配布は終了といたします。

また、「4 集計方法」になりますが、集計につきましては、回収率に大きな違いが見込まれることなどの理由から、別々に集計を行います。

今後のスケジュールですが、今月中には、調査票を確定させ、印刷を行い、11月1日（金）から発送、配布を開始し、回答期限は11月30日（土）としております。アンケート実施については、さいたま市報11月号とホームページにて広く周知する予定です。

視覚障害者の方には点字の案内を同封し、希望により点字又はテキストデータの調査票を提供できる旨をお知らせいたします。

アンケート回収後、年内に回答集計を行い、1月には単純集計結果の速報概要版を作成いたします。

なお、最終的な報告書では、複数の項目を組み合わせたクロス集計を行う予定ですが、単純集計結果をもとに、第3回ワーキンググループを開催し、クロス集計を行う対象項目の検討を行う予定です。3月には報告書を作成する予定となっております。

お手元の資料5-2が、7種類の調査票最終案となっております。

各調査票の内容については、各審議会やワーキンググループでの意見を踏まえ、作成いたしました。会議の進行上、すべての内容について詳細な説明は省略させていただきます。

最後に資料5-3をご覧ください。こちらは、各調査票の設問を一覧表にまとめたもので、網掛け部分が前回平成22年度に実施したアンケートから追加・変更された設問となります。

調査票全体に共通する変更点としましては、前回までは、各調査票が独自の設問設定をしていたところですが、ノーマライゼーションの理念や障害者基本法の改正により難病が障害に含まれたことなどを踏まえ、各調査票を可能な限り共通のものとなるように設問を設定しております。

それでは、設問ごとに前回からの主な変更点を簡単に説明させていただきます。

まず、基本属性ですが、身体障害者A、精神障害者Cの調査票に、高次脳機能障害

の有無を追加したほか、調査票A、B、C、D、Fに、周囲へ障害や難病を伝えるかどうか、また、伝えない場合、その理由を問う設問を追加いたしました。

住まいの場では、今後のグループホーム整備の参考とするため、グループホーム・ケアホームを利用したい地域を追加しております。

日常生活では、日常生活のことで支援が必要かどうかの設問を追加しております。この設問は、食事や入浴、買い物、お金の管理などの11項目について支援が必要かどうかを問うものとなっております。また、調査票Bにおいて、知的障害者の紙おむつの利用実態を把握するため、紙おむつの使用に関する設問を追加しております。

社会参加では、外出時の移動手段をはじめ、タクシーの利用頻度、自動車に乗る際の主な運転手、福祉タクシー利用券の利用枚数、移動支援事業の利用など、外出・移動に関する質問を充実させております。

障害者への理解では、差別や疎外感を感じたときに、どこに相談したかを追加しております。この設問は、支援課や障害福祉課へ寄せられる差別事案の件数が非常に少数であり、差別を受けた方たちがどこに相談しているのか、もしくは相談していないのかという現在の状況を把握することを目的としております。

災害時の対応では、東日本大震災を受け、震災時に困難だったことや災害時にどんな支援があったらよいかを問う設問を追加しております。

調査票の主な追加・変更点は以上になります。このほか、選択肢の変更など、細かな変更点が多数ございますが、詳細な説明は割愛させていただきます。

なお、調査票最終案につきましては、障害者政策委員会で承認をいただいたところでございますが、本協議会及び今週金曜日の誰もが共に暮らすための市民会議においてご意見を頂戴し、最終調整をした後、確定となる予定でございますので、この場でご意見を頂戴できればと考えております。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

(宗澤会長)

ありがとうございました。それではこのアンケート調査にかかわりまして、皆さんからご意見があれば頂戴いたします。

発達障害者支援法ができたときに、発達障害という一つの障害種別が加わることによって、発達障害のある方をめぐる施策、それからこの協議会では連携支援の在りよう等について、新たな課題として考えることができるようになっていったのと同様に、今回は難病が、これまででも難病患者を排除してきたわけではありませんけれども、その法的にも明らかな障害範囲に加えられて、調査項目自体も非常に充実しています。この結果を活用して、私たちは難病の方々の地域生活、自立生活の支援にかかわるそのネットワークや社会資源開発の課題について、今後検討していくことになったというふうに考えます。

今日、くしくも浦和ハローワークのほうからお越しいただいています、腰越委員からも難病患者の就労支援にかかわるパンフレットをご提供いただきましたように、就労支援にかかわって生活支援のネットワークをさいたま市全域でどのようにつくっていくのか、そういうふうな課題にもつながっているアンケート調査であると受けとめております。皆さんのほうからご意見があればどうぞ。永島委員、どうぞ。

(永島委員)

先ほど、配布方法に変更がありますということで、9,000件のうち、1,500件が窓口配布という説明がありましたので、この各区支援課、各区障害者生活支援センター、うちの障害者総合支援センターと発達障害者支援センターと、あと社会福祉協議会と障害福祉課、合計で1,500件ということですかね。

(事務局)

はい、そのとおりでございます。

(永島委員)

うちのセンターからしてみると、来夢さんと、総合支援センターと発達センターと、同じ建物なのだけれども、300ぐらい配布するということですか。

何が言いたいかという、無駄になっても仕方がないのかなと思っていますので。

(事務局)

はい、ご指摘ありがとうございます。今、永島委員がおっしゃったとおり、建物に重複する機関が入っているところもございまして、部数も限られておりますところから、なるべく効率的にしたいと思います。

(永島委員)

無駄になってしまうと、このアンケートもったいないなと思いました。なるべくたくさんの方に見てもらって、答えてもらったほうがいいと思うので、意見をしたところです。

(事務局)

ありがとうございます。ご指摘のとおり、なるべく効率的なかたちで配付いたします。

(永島委員)

部数でも調整してもらえれば、それは構わないですから。

(事務局)

わかりました。

(永島委員)

よろしく申し上げます。

(宗澤会長)

そのほかに何かございますか。大須田委員、どうぞ。

(大須田委員)

前回から精神科病院に入院中の方へのアンケートを実施して、これはとても重要だというふうに思うのですが、10月4日の地域移行・地域支援連絡会議でも、市内6病院に対して障害福祉課から説明いただいた際に、どういう方がそのアンケートを記入するかというところで、自分で書ける人に病院のほうからは依頼をするということになったのですが、書くことが難しいけれども、何らか意思表示ができる長期入院の方ですとか、そういう方が少し対象から外れているようなニュアンスで、病院さんのほうからは回答があったかなというふうに思っているのも、やはりアンケートの趣旨であるとかを6病院のほうにも丁寧に説明していただきたいというのと、やはり長期入院されている方が、どのような支援が必要かというところで、なかなかイメージが持ちにくいのだろうなというふうに思っていて、社会性の不足であるとか、こういった支援があればというところを明らかにすることが目的だとは思いますが、そうした点への配慮や支援をお願いしたいというふうに、項目を今から変えることは難しいと思うのですが、意見として考えているところです。

(宗澤会長)

自記が可能な人に限定されることなく、支援があればこのアンケートに回答が可能であるというように入院中の精神障害のある人を含めて、回答者として含まれるようにというご意見だったかと思えます。これは、もう今の時点だと、市からできればそういう方も含めるようにというご要望を具体的にお伝えいただく以外、手だてはないと思うので、そのようにお伝えいただければというふうに思えます。

そのほかに。はい、三石委員。

(三石委員)

今の大須田委員の意見に重ねてなのですが、なかなか長期入院をしている方たちですと、どんな支援があったら地域で安定して暮らせるかというのがイメージできない



という話があったかと思うのですけれども、できるかできないかはちょっとご検討いただければと思うのですけれども、例えば、生活支援センターが聞き取りに、病院のほうにお伺いするとか、そういったことが、どこか地域の支援機関の人が、病院へアンケートに協力していただける入院患者の方に聞き取りに行けるようなことがあったりする、そういう工夫ができるとより実態だとか、社会資源だとか支援の課題をつかみやすい状況にもなるのかなというふうに思ったので、そのようなことができるかどうか分からないのですけれども、もし、第三者の地域の支援機関の人間が聞き取りに行けるのであれば、そのようなことも一つ工夫できればいいかなと思ったところです。

(宗澤会長)

政策委員会のレベルでは、今回正式に、全ての障害のある方ご本人への意思決定支援を含めたアンケートへのご協力をお願いするということを全ての障害のある方に保障するということはできないので、今後のアンケート調査の課題、進め方の課題を明らかにするという観点から、ある限定した数かもしれないけれども、意思決定支援をつけて、支援つき意思決定の枠組みの中で、アンケートにご協力してもらうということを、試しにという意味で試行してもらうということを、今後のアンケートのとり方の課題につなげていきましょう、教訓につなげていきましょうというところまでは、政策委員会で確認されているのですね。だから、ご要望はもちろんごもっともなのですが、それを全てにというふうにはいかないのです、そういう考え方に立って、今後そういう方も漏れなくアンケートにご協力いただけるために、アンケート調査の手順、手続をどのような具体的な配慮、支援というのが必要なのかという教訓を今回のこの調査では得たいということで、政策委員会でご確認いただいたかと思います。

だから、今のご意見を生かしていただくご努力はお願いしたいのですけれども、そのような理解で我々も進めたいというふうに考えたいのですが、よろしいでしょうか。

(三石委員)

はい。

(宗澤会長)

はい。そのほか、いかがですか。

それでは、11月からこのアンケートの調査の実施に入りますので、実務的に淡々と進めていただいて、結果を私たちが有意義に活用していくというところまで早く進めていただければと願っています。

それでは、事務局からご用意した議題は以上のおりなのですが、その他のところで、私のほうから、議題というよりもお願いとご報告を1点させていただきたいとい

うふうに思います。

このたび、厚生労働省の研究費を使った障害者虐待に関する研究、プロジェクトがありまして、これは、虐待対応の実務が具体的にどのような負担になり、時間の流れがあるのかということ明らかにすることによって、虐待対応チームに必要なその手だて、場合によっては施策というものも明らかにすることができればというふうな目的を持ったものだというふうに向ってしまっていて、私とそれから市当局に対しても、ご協力のご依頼をいただいたかと思えます。それで、その虐待対応の初動段階は、法律上の形式要件で言うと、さいたま市の場合、支援課、まずここが当たりますね。多くの場合には、本市の場合、支援課と生活支援センターの協働業務として初動段階をつくっていくというふうになりますので、この調査研究へのご協力を私のほうからもお願いしたいというふうに思うこと、もちろんご無理のない範囲でお願いしたいと思えます。また、形式上、支援課からのお願いが入っていくと思うのですが、具体的にどういうふうな対応実務があったのかということ明らかにしないとだめなので、ここでは生活支援センターのご協力も、場合によっては必要なものとなるだろうというふうに思いますので、支援課並びに、生活支援センターの皆様方、それから、ケースによっては、こころの健康センターや保健所も含めて、その初動段階の実務、虐待対応がどのような現実のもとで今進められているのか、これを明らかにする貴重な研究に、さいたま市としても協力していきたいと、これはご無理のない範囲でということですので、私のほうからお願いとご報告というかたちで、そのようなご依頼を受けているということをお知らせさせていただきたいと思えます。

(宗澤会長)

それでは、決められた議事は以上と終了となりますが、皆様から何かこの場で取り上げたい話題などはありますか。

なければ、最後にその他ということですが、事務局から何かありますでしょうか。

### 3 その他

(事務局)

本日は大変長時間にわたりありがとうございました。

本日はいただいたご意見を参考とさせていただきます、引き続き障害者の地域生活を充実させるための様々な課題に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、次回開催についてでございますが、2月頃の開催を予定しております。専門分科会の開催と併せまして、詳細が決まり次第改めて皆様にお知らせさせていただきますので、何卒よろしく願いいたします。

また、今週の金曜日、10月18日に第2回市民会議の開催が予定されております。こちらにつきましても、併せてよろしくお願ひしたいと存じます。

事務局からは以上です。

#### **4 閉会**

(宗澤会長)

それでは、以上をもちまして、「第2回さいたま市地域自立支援協議会」を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には会の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

以 上